

令和6年8月通常会議
議案第123号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例の制定について

令和6年9月26日
都市計画部 住宅政策課

1.改正概要

令和6年9月から滋賀県において「パートナーシップ宣誓制度」が開始されたことに伴い、性の多様性に対する理解増進とともにパートナーシップの宣誓をされた方々の生活上の不便を軽減する観点から、公営住宅等の入居者の資格要件に「パートナー関係にある者」を加えるもの

2.改正内容

- ① 公営住宅及び改良住宅に入居することができる者の範囲に「パートナー関係にある者」を追加(第4条第1項第3号ア)

パートナー関係

当事者の一方又は双方が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)第2条第1項に規定する性的指向が異性の者に限られない者又は同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティが出生時の性と異なる者である二者が、人生において互いに協力して継続的に生活を共にすることを約したと認められる場合における当該二者の関係をいう。

- ② 単身入居要件の一つであるDV被害者の定義の整理(第4条第2項第8号ウ)
- ③ ①の改正に伴い、高額所得者の認定に係る「配偶者」の定義を改正(第28条の3第1項)
 - 高額所得者の認定における入居者の所得金額の算定上、パートナー関係にある者についても、その所得金額の全額を合算するもの

3.施行日

公布の日

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

現行	改正後(案)
大津市営住宅の設置及び管理に関する条例	大津市営住宅の設置及び管理に関する条例
昭和63年12月24日	昭和63年12月24日
条例第25号	条例第25号
注 平成6年9月27日条例第35号から条文注記入る。	注 平成6年9月27日条例第35号から条文注記入る。
(入居者の資格)	(入居者の資格)
第4条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。	第4条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。
(3) 次のア又はイに掲げる市営住宅の種類に応じ、それぞれア又はイに定める者(以下「親族等」という。)があること。ただし、当該同居が社会通念上不自然な世帯分離又は家族構成でないと認められ、かつ、当該親族等が第7号の条件を具備する場合に限る。	(3) 次のア又はイに掲げる市営住宅の種類に応じ、それぞれア又はイに定める者(以下「親族等」という。)があること。ただし、当該同居が社会通念上不自然な世帯分離又は家族構成でないと認められ、かつ、当該親族等が第7号の条件を具備する場合に限る。
ア 公営住宅及び改良住宅 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)	ア 公営住宅及び改良住宅 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者 <u>又はパートナー関係(当事者の一方又は双方が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)第2条第1項に規定する性的指向が異性に限られない者又は同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティが出生時の性と異なる者であり、人生において互いに協力して継続的に生活を共にすることを約したと認められる二者の関係をいう。以下同じ。)</u> にある者を含む。)

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

<p>2 公営住宅及び改良住宅にあつては、前項第3号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、単身で入居することができる。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p>	<p>2 公営住宅及び改良住宅にあつては、前項第3号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、単身で入居することができる。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p>
<p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの</p>	<p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの</p>
<p>ウ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第9条に規定する女性相談支援センター又は配偶者暴力防止等法第3条に規定する配偶者暴力相談支援センター(以下「配偶者暴力相談支援センター」という。)による配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この号及び第28条の3第1項において同じ。)からの暴力を受けている旨の証明を受けている者</p>	<p>ウ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第9条に規定する女性相談支援センター又は配偶者暴力防止等法第3条に規定する配偶者暴力相談支援センター(以下「配偶者暴力相談支援センター」という。)による配偶者からの暴力(配偶者暴力防止等法第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。エにおいて同じ。)を受けている旨の証明を受けている者</p>
<p>エ 配偶者暴力相談支援センター、社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する福祉に関する事務所その他市長が別に定める行政機関又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体による配偶者からの暴力を理由に避難している旨の確認を受けている者</p>	<p>エ 配偶者暴力相談支援センター、社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する福祉に関する事務所その他市長が別に定める行政機関又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体による配偶者からの暴力を理由に避難している旨の確認を受けている者</p>

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例 新旧対照表

(高額所得者の認定)

第28条の3 市長は、市営住宅(改良住宅、地域特別賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅を除く。)の入居者が当該市営住宅に引き続き5年以上入居している場合において、第14条の2第3項の規定により認定した収入の額(この額の算定の基礎となる入居者の所得金額(令第1条第3号に規定する所得金額をいう。以下同じ。)に配偶者以外の同居者の所得金額を合算する場合にあっては、1,248,000円を超える部分の金額に限るものとする。)が最近2年間引き続き313,000円を超えるときは、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

(高額所得者の認定)

第28条の3 市長は、市営住宅(改良住宅、地域特別賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅を除く。)の入居者が当該市営住宅に引き続き5年以上入居している場合において、第14条の2第3項の規定により認定した収入の額(この額の算定の基礎となる入居者の所得金額(令第1条第3号に規定する所得金額をいう。以下同じ。)に配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者又はパートナー関係にある者を含む。)以外の同居者の所得金額を合算する場合にあっては、1,248,000円を超える部分の金額に限るものとする。)が最近2年間引き続き313,000円を超えるときは、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。